

第 91 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和5年2月2日（木） 9：30～11：30
場 所	県庁北新館 3階 多目的室2
出席委員	杉浦委員長、小林委員、須藤委員、中本委員、福山委員、北谷委員

結果

- ・再苦情申立ては認められない。

議題（1）一般競争入札における競争参加資格が無いとした理由に対する再苦情申立ての審議について

【再苦情申立てまでの経緯】

入札において、申立者は加算点自己申告の内容が過大申告であるとして無効とされ、このことについて申立者は発注者に対し書面で説明を求めた。発注者は書面で回答を行ったが、その回答内容について、滋賀県知事に対し、今般、再苦情の申立てがあった。

【再苦情申立てに対する審議結果】

（苦情申立1）

入札説明書(別紙-1)には(実績工事)という表現ではなく、発注者が定める要件を満たす工事(以下、「実績工事」という表現です。これは、以降「実績工事」という言葉が出たときには「発注者が定める要件を満たす工事 = 上水道または工業用水道の水道施設で、計画水量 12,000 m³/日以上のポンプ施設の電気設備(ポンプ制御機能を有する盤製作を伴うもの。)の新設あるいは更新を実施した実績。ただし修繕工事及び機能増設工事は除く。」を称しているとしか解釈出来ません。

※企業庁様の説明の通りであるならば「その実績工事」とせず「その施工実績」という言葉を使うべきと考えます。

（審議結果1）

発注者は、『配置予定技術者等の従事経験』は、企業の施工実績とした『その実績工事』に従事した実績の有無により評価する」としている。すなわち、「その」という指示語をつけることによって、配置予定技術者等の従事経験の対象となる工事は、「企業の施工実績」として申告した工事のみを指すとしている。

一方、申立者は、「発注者が定める要件を満たす工事（以下、『実績工事』といい、）」という表現から、以降「実績工事」という言葉が出たときには「発注者が定める要件を満たす工事」を称し

ているとしか解釈できない、すなわち、配置予定技術者等の従事経験の対象となる工事は、「発注者が定める要件を満たす工事」全てが該当すると主張する。

申立者の解釈も理解はできるが、申立者の主張をもって発注者の主張を全面的に否定できるものではない。

また、申立者においては、入札説明書に疑義がある場合、応札前に発注者に対して質問することができたが、これを行使せずに応札したものである。

しかしながら、申立者が主張するように、応札者によって解釈が分かれかねない表現が入札説明書に記載されており、発注者は、今後、応札者が適切に理解できるような表現に入札説明書の記載を改めるべきと考える。

(苦情申立2)

入札説明書(別紙-1)には、「当該工事に従事した」との記載はありません。入札用に添付された書類からもそのような意図は読み取れず、申請用様式5-1.2にも「施工実績」と「実績工事」が明確に使い分けされています。

また配置技術者の従事した工事についても記載・資料提示するようになっています。もし、企業の施工実績と同一工事で良ければ従事の有無を示すだけで良く、この欄は不要と考えます。

(審議結果2)

様式5-2本文には『「実績工事」のみが対象』としか記載されていないが、様式5-2の吹き出しに『「企業の施工実績」として求める『「実績工事」のみが対象』と記載されている。このことから、「配置予定技術者等の従事経験」の加点対象となる工事は「実績工事」全てではなく、「実績工事」の中でも「企業の施工実績」として様式5-1に挙げた工事を指すと読み取ることができる。

また、配置予定技術者の従事した工事が「企業の施工実績」と同一の工事であるならば、様式5-2の工事名等を記入する欄は不要との申立者の主張については、発注者が「企業の施工実績」と同一の工事であることを確認するためとして記入欄を設けている以上、ただちに不要とまでは言えない。

しかしながら、発注者は、今後、応札者が適切に理解できるような様式に改めるべきと考える。

(苦情申立3)

入札結果には「無効」との表現が使用されております。

競争には参加は出来ているので「非落札」という説明ですが、入札結果「無効」と評価されている為、入札説明書の「過大(虚偽)申告である為、入札に参加(評価対象とならず)できず「無効」と解釈致します。よって、入札説明書5-(5)(9)(10)で判断されるべき事項と考えます。入札監視委員会において審議される事案ではないでしょうか。

「非落札」という事で入札に参加できているという事であれば、弊社の申告は過大申告ではな

く誤記となり、企業と技術者の施工実績が同一でなければ評価しないという事であれば、技術者の実績を0点として再評価し、「落札」「非落札」を問うべきではないでしょうか。

(審議結果3)

今回の申立ての対象である入札案件については、競争参加資格の確認の結果、競争参加資格がないと認められ、無効とされたものであり、申立者の主張のとおり、入札説明書5-(5)、(9)、(10)の規定に基づき、取り扱うべき案件である。

従って、令和4年(2022年)12月20日付け滋企第124号における「今回いただいた説明請求は、入札説明書8その他(11)に該当し、(12)非落札理由に対する苦情の申立は以下のとおりです。ア 8(11)の回答を受けた者のうち、非落札理由に不服がある者は、回答をした翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、滋賀県知事に対して苦情申し立てを行うことができる。」との回答内容は誤りである。

発注者の回答は、適用すべき入札説明書の条項を誤っていたことになるが、令和4年12月27日付け滋賀県知事あての再苦情申立てについては、入札説明書5-(5)、(9)、(10)の規定に基づき、本委員会において審議を行ったところである。

なお、今回の入札については、競争参加資格の確認の結果、競争参加資格がないと認められ、無効とされたものであって、「非落札」を前提とする申立者の後段の指摘はその前提を欠くことになる。